

新 旧 対 照 表

(新)

平成 29 年度高知県中山間地域等訪問看護師育成事業費補助金交付要綱
(抜粋)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、高知県補助金等交付規則(昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。)第24条の規定に基づき、平成29年度高知県中山間地域等訪問看護師育成事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 条 ～ 第10条 略

(附 則)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、同年3月21日から施行する。
- 2 この要綱は、平成30年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第7条第6号から第10号まで、第9条第3項及び第11条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。
- 3 略

別表第 1 (第 3 条関係) 略

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
(略)	(略)	新人又は新任看護職員(事業開始年度又は事業開始年度の前年度に補助事業者 ¹ に雇用された者に限る。)が訪問看護師に必要な知識及び技術を習得するために研修に派遣される期間中の給料、手当(時間外勤務手当及び期末、勤勉手当を除く。)及び共済費(雇用している訪問看護ステーションの給与体系に則って算出するものとする。)	(略)

(旧)

平成28年度高知県中山間地域等訪問看護師育成事業費補助金交付要綱
(抜粋)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、高知県補助金等交付規則(昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。)第24条の規定に基づき、平成28年度高知県中山間地域等訪問看護師育成事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 条 ～ 第10条 略

(附 則)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、同年3月28日から施行する。
- 2 この要綱は、平成29年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第7条第6号から第10号まで、第9条第3項及び第11条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。
- 3 略

別表第 1 (第 3 条関係) 略

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
(略)	(略)	新人及び新任看護職員(事業開始年度又は事業開始年度の前年度に補助事業者 ¹ に雇用された者に限る。)が訪問看護師に必要な知識及び技術を習得するために研修に派遣される期間中の給料、手当(時間外勤務手当及び期末、勤勉手当を除く。)及び共済費(雇用している訪問看護ステーションの給与体系に則って算出するものとする。)	(略)

別表第2（第5条—第7条関係） 略

別記 略

別表第2（第5条—第7条関係） 略

別記 略